

選挙かわら版

R7. 7. 24 発行（令和7年度第2号）

回 覧

○川根本町長選挙及び川根本町議会議員選挙が執行されます。

令和7年10月5日（日）は川根本町長選挙及び川根本町議会議員選挙の投票日です。

今回の選挙は川根本町の未来を決める、大切な選挙です。

皆さんの意思を大切な一票に込めて投票するようにしましょう。

1. 投票日・時間について

投票日：令和7年10月5日（日）

投票時間：午前7時00分から午後6時00分まで

2. 立候補予定者事前説明会

日 時：令和7年9月10日（水） 役場本庁舎3階会議室

午後1時～ 川根本町長選挙立候補予定者説明会

午後2時～ 川根本町議会議員選挙立候補予定者説明会

午後3時～ 島田警察署、郵便局、法務局からの説明会

※立候補を予定されている方への事前説明会です。

当日は、「候補者のしおり」等、届出に必要な書類を配布します。

3. 選挙期日の告示日（立候補の受付）

日 時：令和7年9月30日（火） 役場本庁舎3階会議室

午前8時30分～午後5時00分まで



裏面へ続く

《選挙豆知識》



1. 事前運動の禁止

選挙運動ができるのは、告示日に立候補届出が受理された時から投票日の前日までです。

立候補の届出が受理される前の選挙運動は事前運動として禁止されています。

2. 公務員等は、その地位を利用して選挙運動をしてはならない

公務員とは、国若しくは地方公共団体のすべての公務員をいいます。

注意）区長や消防団員もここでいう公務員に含まれますので、それらの地位を利用しての選挙運動は出来ません。

3. 飲食物の提供

何人も選挙運動に関して飲食物（ただし、お茶や通常用いられる程度のお茶菓子、選挙運動員への一定限度の弁当を除く。）を提供することは禁止されています。

Q. 選挙事務所に陣中見舞いに来た人に弁当を提供することは？

⇒できません（弁当の提供ができるのは、応援弁士などの運動員や選挙運動用自動車の運転手などの労務員に限られます）。

Q. 選挙運動員が飲食物の材料を持ち込んで加工し、第三者に提供することは？

⇒違反となります

Q. 陣中見舞として、酒一升や和菓子を贈るのは？

⇒違反となります

4. 寄附禁止のルール

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、禁止されています。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

《寄附禁止の例》

×候補者等は、町内のお祭りなどで祝儀やお酒を差し入れたりすること。

×候補者等は、お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝（候補者等本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀は除く）を贈ること。

×有権者は、候補者等にお祭りの寄附を求めること。

大切な一票 必ず投票しましょう

川根本町選挙管理委員会・川根本町明るい選挙推進協議会

お問い合わせ：川根本町役場 総務課（０５４７－５６－２２２０）